

## 議案第79号 訴えの提起について

本事案は、平成25年9月定例会議において、(有)小松島リサイクルセンター(以下「同社」とする。)に対する建物収去と土地明渡を求める訴えの提起について議決承認をいただき、その後の訴訟において本市が勝訴した件の継続事案であります。

勝訴判決までの経緯については平成25年12月定例会議前の議案説明会において、議員各位にご報告しておりますが、その後の経過の概要につきましては、次のとおりであります。

### ○平成25年12月～

勝訴判決をうけて、同社に建物収去土地明渡及び滞納賃料支払を催告するも、履行がなかったため、徳島地方裁判所に建物収去命令申立て及び代替執行費用支払い申立てを行い、徳島地方裁判所執行官に強制執行の申立てを行った。

平成26年5月23日に執行官が強制執行に着手。執行官が手配した解体業者により建物の収去がなされ、同年6月26日に本市に土地が引き渡された。

### ○平成27年1月～

未払い賃料3,198,829円及び契約解除から土地明渡までの遅延損害金861,000円について徳島簡易裁判所に支払督促の申立てを行い、期限内に同社から異議がなかったため、確定判決と同等の効力がある仮執行宣言を得た。

その後、平成11年に同社との間で締結した事業用借地権設定契約に定める連帯保証人の相続人に支払いを求めるため、相続人調査を実施し、相続人2名を確認した。

2名のうち、相続人Aは同社の現代表者の配偶者として本事案に密接にかかわってきた人物である。

相続人Bは県外に居住していることから、まずは連帯保証債務の存在と支払いを求める依頼書を内容証明郵便で送付したところ、本市に連絡はあったものの、支払いの意思がない旨を告げられた。

このような経緯から、連帯保証債務の相続割合に基づいて相続人A及び相続人Bにそれぞれ支払を求める訴えを提起することとし、平成27年9月定例会議の議案として提案するものであります。

○債権合計 11,139,863円

(内訳)

平成21年度から契約解除までの未払い賃料 3,198,829円

契約解除から土地明渡までの遅延損害金 861,000円

建物収去の代替執行費用から差し押さえ動産売却収入を控除した残金 7,078,860円

支払督促に係る費用 1,174円